

一 般 販 売 業  
毒物劇物 農 業 用 品 目 販 売 業 登 録 申 請 書  
特 定 品 目 販 売 業

店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	東京都大田区
備 考	毒物劇物は直接取り扱いません

一 般 販 売 業  
上 記 に よ り、毒物劇物 農 業 用 品 目 販 売 業 の 登 録 を 申 請 し ま す。  
特 定 品 目 販 売 業

令 和 年 月 日

住 所  
〔 法 人 に あ つ て は、主 たる  
事 務 所 の 所 在 地 〕  
氏 名  
〔 法 人 に あ つ て は、名 称  
及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

電 話 番 号  
担 当 者 名

大田区保健所長殿

保健所收受印	料金収納印	業種別手数料
		毒物劇物販売業新規 16,900円

(注 意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。